

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和6年10月25日 京都地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手續の表示

手續番号 令和6年第14号

対象土地 京都市伏見区東大文字町1075番7

京都市伏見区東大文字町1075番8